

総務文教委員長報告

総務文教委員長 浜 盛幸

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第13号 鳴門市公告式条例の一部改正について」ほか議案11件であります。

当委員会は、3月3日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案12件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第13号 鳴門市公告式条例の一部改正について」は、市長が定める規則の公布に際しての署名の手續やその他の規程、告示、公示等の公表に際しての公印の押印の手續について、これらを廃止するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、署名や公印の押印の廃止の対象となる文書について質疑があり、理事者からは、本条例の対象となる署名や公印の押印を行っている文書は、年間で約300～400件あり、今回の改正により、そのうちの約9割の文書について署名又は公印の押印が廃止されることになる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第14号 鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」及び「議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されることから、関係条例中の字句を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第14号及び議案第15号の議案2件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、禁錮と懲役の違いについて質疑があり、理事者からは、懲役は刑事施設に拘置し所定の刑務作業を行わせる刑、禁錮は刑事施設に拘置する刑であるが、今回の法改正により、受刑者の改善更生や社会復帰を図ることを目的に、懲役及び禁錮は廃止され、拘禁刑が創設される、との説明がありました。

また、委員からは、今回の改正の対象となっている罰則の適用事例の有無について質疑があり、理事者から、これまで適用事例はない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第14号及び議案第15号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第16号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同法の引用条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、特定の個人を識別するための番号とはなにか、との質疑があり、理事

者からは、マイナンバーのことである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第17号 鳴門市職員退職手当支給条例の一部改正について」は、雇用保険法の改正に伴う就業手当の廃止や刑法の改正に伴う拘禁刑の創設等に対応するため、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、第10条第11項第4号中の「もの」を「者」に改正する理由について質疑があり、理事者からは、国や県の改正に合わせて字句の整理を行ったものである、との説明がありました。

また、委員からは、第10条（失業者の退職手当）の改正による変更点はあるのか、との質疑があり、理事者からは、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に就職した場合などに支給される就業手当が廃止されることに伴い、条例中に規定している「職業」を「安定した職業」に改めるなど、就業手当が廃止されることに対応するための改正となっている、との説明がありました。

次に、委員からは、本市における適用事例について質疑があり、理事者からは、第10条（失業者の退職手当）中の就業促進手当に関する規定を適用した実績はない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第18号 鳴門市職員諸給与条例等の一部改正について」、「議案第19号 鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び「議案第20号 鳴門市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、令和6年人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に準じて、令和7年度から適用する給料表、職員の扶養手当等について、所要の改正を行うものであります。

議案第18号、議案第19号及び議案第20号の議案3件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、令和6年の人事院勧告等に沿った改正なのか、との質疑があり、理事者からは、令和6年の人事院勧告等に沿った改正であり、3級以上に昇格した際の給料月額の上り幅が大きくなる改正となっている、との説明がありました。

また、委員からは、今回の給料表の改正により人件費は増加するのか、との質疑があり、理事者からは、改正後の給料表に応じて給与を計算するため、人件費は増加する見通しである、との説明がありました。

次に、委員からは、配偶者に係る扶養手当の廃止により配偶者に関する定義も削除されているが、他の規定に影響はないのか、との質疑があり、理事者からは、別の条項において配偶者に関する同様の定義を改めて規定している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第21号 鳴門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員への時間外勤務命令の制限について、対象となる子の年齢の範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、「深夜における勤務」と規定されているが、通常想定されるのか、との質疑があり、理事者からは、通常の業務では想定していない、との説明がありました。

また、委員からは、深夜勤務や時間外勤務の制限を請求することにより、他の職員の負担が増える可能性があるが、対策は講じているのか、との質疑があり、理事者からは、業務の改善や職員定数の確保に努め、職員負担が増加しないよう対応していきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、介護については急に仕事を休まないといけないことがあるため、各所属への制度の十分な周知を行ってほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 2 2 号 鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」は、市長等の特別職の期末手当の支給月数について、国家公務員の特別職に適用される月数を参考に適時改定することが望ましいとの鳴門市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、今回の改正により人件費はどれくらい増加するのか、との質疑があり、理事者からは、諮問の対象となる市議会議員も含めて、700 万円強の増加となる、との説明がありました。

また、委員からは、6 月支給分と 12 月支給分の期末手当の支給月数が均等となった理由について質疑があり、理事者からは、鳴門市特別職報酬等審議会の答申の附帯意見において、国家公務員の特別職に適用される期末手当の月数を参考にすることが望ましいとされたことから、国に準じた月数の配分としている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 2 3 号 鳴門市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費の計算等に係る規定の簡素化や旅費の支給対象の見直しなどが行われたことから、本市においてもこれに準じて、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、宿泊費は昨今のホテル代等の高騰に対応しているのか、との質疑があり、理事者からは、現在の宿泊料は定額支給となっており、特別職や市議会議員に適用される 1 級で 13,100 円となっているが、改正後は宿泊費として地域によって 11,000 円から 27,000 円までの範囲で上限額を設定し、その範囲内で実費支給となる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 2 4 号 鳴門市消防団員の給与及び費用弁償条例の一部改正について」は、消防団員の処遇改善により、団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解促進を図り、消防団への加入を促進するため、団員の出場手当等について、増額する改正を行うものでありました。

委員からは、出場手当について、8 時間を超えて職務に従事することはないのか、との質疑があり、理事者からは、消防団の中でローテーションを組み、職務に従事する時間が 8 時間を超えないよう配慮したい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。
ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。